

議会だより

No. 128 発行/福島県北塩原村議会 編集/議会広報調査特別委員会 ☎(0241) 23-3263 〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151
ホームページアドレス：<http://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gyousei/gikai/>



平成18年
3月定例会のようすを報
告します。

2ページ〜村政報告

3月9日〜15日まで開かれ、次のよう
な報告がありました

* 会津耶麻町村会・議会議長会の発足に
ついて

* 国際交流事業について

* 福島県と相互人事交流について

* 会津地方電算協議会に派遣している村
職員について

* 村職員の新規採用について

3ページ〜平成18年度一般会計の反対・賛成討論

4ページ〜一般質問

* 森林環境税について

* 企業誘致について

* 入札制度について

* 村長の政治姿勢及び予算のあり方につ
いて

* 北山・大塩の幼稚園、小学校の統合に
ついて

* 窓口証明交付事務委託事業について

* 介護保険について

* 猫魔スキー場(株券)譲渡の件につい
て

* 村税徴収について

* 新税導入について

* 村営住宅建設について

13ページ〜辞職勧告決議案及び二議員の資格審査特
別委員会設置について

14ページ〜議案審議

* 慎重審議のうえ38議案が原案通り可決
されました。

15ページ〜陳情・請願・意見書

16ページ〜傍聴席から

* あなたも傍聴してみませんか



3月 定例会

3月9日～15日

招集 挨拶



村長

村政報告

1. 会津耶麻町村会・ 議会議長会の発足 について

去る2月20日、独自の道を歩む磐梯町、猪苗代町、西会津町、北塩原村の4町村で構成する会津耶麻町村会・議会議長会が設立され、同月28日に事務所となる磐梯町役場にて、合同事務所開所式が行われました。町村会は、各町村が共存共栄の道を歩み、新しい時代に対応した組織として位置づけ、個性豊かで住民主体による地方体制の基盤を築いていくことを目的に結成され、魅力ある町村の実現を目指します。

2. 国際交流事業について

去る2月12日から17日までの6日間、私と議会議長、国際交流担当職員2名がニュージーランドのタウポ市とツランギ地区を訪問し、姉妹都市交流を始めてから10年という節目の年に、これまでの受け入れに対しての御礼を申し上げ、今後の中学生派遣のとき

の受け入れ態勢について協議をして来ました。

これまで、ツランギ地区での民泊は、受け入れ家庭が少なく、1泊程度と短くなっている状況であるため、民泊本来の家庭での心の体験交流を基本にし、同じ家庭に3泊お世話になりたい旨を、クレソン・ステント・タウポ市長にお願いをしました。

民泊は、ツランギ地区と、タウポ市全体で3泊の民泊を引き受けていただけの事になりました。

一方、交流担当職員は、タウポ市国際交流協会の会議に出席し、交流内容や各高等学校等への協力などの協議を行い、今後もより良い交流の協議を重ねる考えです。

3. 福島県と相互人事 交流について

平成16年度から相互人事交流により財務政策課に配属した渡邊和之氏が、2年間の当村の派遣期間満了になり、県へ復帰することになりました。この間、村の財政関係事務を担当してまいりましたが、優秀な職員であり、大変残念に思います。また、県への出向していた斎藤信也副主査は、

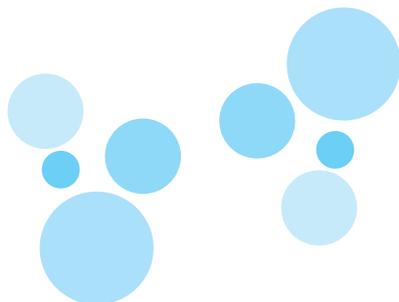
村へ復帰します。

4. 会津地方電算協議 会に派遣している 村職員について

平成17年度から平成19年度までの派遣割り当てとなっていました。協議会の業務改革等に伴い、本年度限りで五十嵐 大主査は、村へ復帰します。

5. 村職員の新規採用 について

平成18年4月から職員2名を新規に採用します。
佐藤 喬（早稲沢出身）
岩淵 千春（金山町出身）



平成18年度一般会計予算 可決

総額 30億7,325万2千円

対前年度比で5.5%の伸び

一般会計予算に 反対討論

3番 小椋 元

反対の一つ目は、ラビスパに莫大な税金をつぎ込まうとしていることです。また、新年度から指定管理者制度により、株式会社ラビスパへ、管理委託料二千二百万円をはじめ合わせて四千四十七万円が組み込まれ、両方合わせると一億円近くの税金が出されて、一切村には戻ってこないという使い方は反対する理由の一つであります。

二つ目には、住宅建設事業であります。北山に18戸の住宅を建てて人口三千五百人の村を維持していくという、そういう説明がありました。事業費三億八千六十万円がかかるが、8年で、もとが取れるという説明ですが、三千五百人の村が続くのであれば文句なしの大賛成の事業であるが、もう片方の計算を忘れています。

Iターン・Uターンを含めた本当の人口定住策を考えるべきだということ指摘したい。

三つ目が、統合による学校大規模改修計画、これは、二百萬円の予算であります。そ

一般会計予算に 賛成討論

6番 武藤 寛

この一般会計予算案というのは、皆さんそれぞれがお待ちになっているこの分厚い本1冊分でございます。その中には、村民の所得向上や健康増進を含め、教育関係の予算やら、村民生活に密着した予算がそのほか、まだまだこのように厚い予算の内容でございます。

それを、三つの理由で、果たしてそれ全部を否決して、村民生活に不便や不満を、執行に對して、また、これら執行しないことによつて村民に不利益をもたらしているのかどうか、私はその辺が甚だ疑問です。

また、いろいろ反対討論の中にあつたが、いずれも予算

編成に對しての配慮を、これは近隣町村がどちらかというと前年より減額予算編成の中で、北塩原村は前年より約一億六千万円増の予算編成をしており、そのような観点から、十分村民の要望に答えられる予算案だと私は確信し、賛成をするものであります。

一般会計予算に 反対討論

11番 小椋 眞

当初予算に大切なものがあると言いつつも、中には不平等な予算の取り方があるわけです。それを審議するのは議会議員であります。ただ、中が大切だからここを通せというようなものではないですね。この観光協会に對しての補助金にしても、先ほどから私は言い続けておりますが、全く不平等な予算の取り方で

あります。

この内容、さつきから言われていました解体撤去工事、これは撤去しない。もう一回その住宅を置くといいながら、この内容も変えていない。こんな内容で、この1冊が皆さんに、議会を通していいものかどうか、その辺もよく皆さん、検討しなくてはならない問題ではないでしょうか。

大切なところは、みんなわかつています。そういうことを踏まえて私は反対になつたわけでありまして、皆様もよくお考えになつて決議していただきたい。

一般会計予算に
賛成議員 六名

一般会計予算に
反対議員 四名

賛成多数で可決

平成18年度 特別会計予算も可決

- ◆北塩原村国民健康保険事業費
特別会計予算(医療費給付)
予算総額 3億2,991万2千円
- ◆北塩原村簡易水道事業費
特別会計予算(水道事業)
予算総額 9,184万9千円
- ◆北塩原村老人保健特別会計予算
(75才以上の医療費支払い)
予算総額 4億9,413万5千円
- ◆北塩原村特定環境保全下水道事業
特別会計予算(北山・大塩・裏磐梯の下水道)
予算総額 6億3,756万6千円
- ◆北塩原村簡易排水施設事業
特別会計予算(小野川の下水道)
予算総額 180万円
- ◆北塩原村農業集落排水事業
特別会計予算(松原・金山・早稲沢の下水道)
予算総額 9,010万4千円
- ◆北塩原村介護保険事業
特別会計予算(介護サービス)
予算総額 2億198万6千円

一般質問

4番 高橋 和重



1 森林環境税について

①当村の納税額はいくらかと個人、法人別の回答を伺う。また、交付税は年間の額はいくらか伺う。
②税の村の重点枠と基本枠について今後どのようなことを考えるのか伺う。

財務政策課長

①森林環境税は県税で、平成18年の4月1日から導入されます。個人分は、県内に住所・家屋を有する者に1人年額千円が課税される予定です。

法人分については、法人県民税の均等割額の10%相当額となるが、直接県に納付するので、法人の納税額は村で把握していません。

産業政策課長

②基本枠は主にソフト事業で、基本額が50万円に、森林面積と児童数に応じて加算した額を上限として約80万円交付される予定です。

重点枠は、主にハード事業で、市町村が創意工夫をした事業に取り組む財源で身近な森林の整備や、県産木材の利活用など創意工夫による優れた提案、重要な施策に重点的に財源を投入する計画です。

再質問

80万円位の環境税が入ってくるとの説明だが、遊歩道、トレッキングコースの整備等に使えるのか、また80万円の税は、重点枠と基本枠にしか使えないのか伺う。

産業政策課長

②現時点では、重点枠で使えません。

道路沿道とか登山道、散策道路周辺の整備で該当すると思います。

重点枠と基本枠の関係は、基本枠50万にプラスして約80万相当と言ったのは基本枠の

分で、ソフト事業がメインになっていて、重点事業については、別枠で来る事になっているようです。

2 企業誘致について

①どのような企業に働きかけてきたのかと会社名と業種を伺う。
②予算はどのくらい使用して、残金は、いくらか伺う。

村長

①具体的な会社名は、日産自動車、カルビー食品、そして、明星食品です。
②現在まで予算は使っておりません。

再質問

県に対して協力要請はしているのか伺う。

今年度、平成17年度に1千万円予算を取り、その1千万が全額残り、村長が自費で誘致活動しているのは、本当に大変頭が下がるが、18年度に1千万円を予算計上してい

ますが、使わないお金を計上するのはいかがなものか。
また、誘致活動が先なのか、工業団地造成が先なのか、村長はどのように考えているのか伺う。

村長

県にも要請をしている。北塩原村に合った企業を探しており、工業団地を先に造成するのではなく、北塩原村の地域にあった会社を探して

再々質問

例えば企業誘致が決まり、それから工場団地を造成すれば2〜3年後になると思われ、良い条件が提示された他の町村に行く事になるかもしれないので村が工業団地を造成しながら工場誘致を進めるべきと思うがどうか伺う。

村長

会社の規模に合った、森の中に工場等ができ、自然環境のすばらしい良い所で誘致で

きる工場誘致を進めたい。

3 入札制度について

①村では、入札をどのような基準で行っているのか、県、又は各関係法令に準じて行っているのか伺う。

②工事落札した会社に対して、工事に必要な国家資格の確認はどのように行っているのか伺う。

③地元企業の育成を第一に考えていると思うが、議員が関係する会社、又議員が現在も取締役に就任している会社に対して、村はどのような考えで指名するのか伺う。
④村の発注した工事で建設法違反が発覚したときは、村ではどのように対応するのか伺う。
又、発注した村の責任はどう考えるのか伺う。

助役

①地方自治法施行令、村財務規則、さらには公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律などに基づいて実施をしている。
③事務執行の適正を確保する

法の趣旨に照らして判断し、県の指名基準を参考に、業者の施工能力、経営状況、過去の実績、地元優先等を考慮して指名をしている。

④適正に入札は執行されており、発注は問題ないと判断しており、村の受けた損害の程度に応じ、厳正なる対応をします。

産業政策課長

②工事請負契約約款により請負者から通知された現場代理人及び主任技術者等通知書により確認しています。

再質問

①2年に1回指名参加願を提出するが、そのとき登記簿謄本も提出すると思うが、その時、審査するのに役員の名簿、取締役の名簿、売上高の損益計算書等を出さないと指名参加はできないと思うが、県に準じて行っているか、村では受け付けた時点で、だれが審査しているか伺う。

②適正に入札は行われていれば、入札は終わった

時点で、監理・監督をどのように村では行われているかを伺う。

③厳正なる対応をするとの答弁だが、具体的な説明を伺う。

助役

①入札参加申請は、確かに2年に1回申請書を提出してもらい審査し、必要書類を添付しております。その中に登記簿謄本も添付されています。審査は、財務政策課の職員が行っています。

②工事請負約款に基づき現場代理人、主任技術者等の諸通知を提出していただき、現場監督には、工程会議で指導をしています。

③村の損害の程度に応じて、内容が変わります。

いずれ懲戒処分の対象になる場合は、口頭注意から戒告、訓告、さらには減給、いろいろな処分があり、処分は内容等によって異なります。

再々質問

私は9月に一般質問して、助役の答弁は、入札参加申請は2年に1度提

出され、それに基づいて審査をすると答弁しています。

当然、登記簿謄本等は添付されていることで、指名参加一覧表に記載される。各課はその一覧表の中から指名業者を選ぶので、何も問題はない、監理・監督を村側がきちんとしなければいけないと思うが、その辺はどうか伺う。

また、2年に1回、指名願いを出すと、会社の登記簿謄本や役員名簿も添付する訳だから、間違いがあったら、指導するのが行政と思うが如何か伺う。

助役

入札したあとの監理・監督の必要性は、きちんとした工事でないといけないので、十分注意を払って行きたい。

入札参加申請の誤りがあれば、村で指導をしており、会社から役員が変更になった場合、届出があると随時変更の手続きをしています。

一般質問 2

5番 佐藤 正男



1 村長の政治姿勢について及び予算のあり方について

村長は、これまでの施政方針の中で常々、当村の今後については、ハードからソフト重視が進むと言明してきており、当村では、箱物については100%以上の達成をしております。今後については、これまでの完成してきたハード面を十分に生かしながら、ソフト面の活用を重視したいと、村民に向けた説明をしてみました。

しかし、先般の来年度予算編成説明会からその内容を検討しますと、ほとんどの部局の予算が減少している中で大幅な増

加を見ているのが土木費です。数字で見ますと、前年比158%、金額で三億千百万円と急増となっており、これまで当村の施政方針の一貫性のないことを常々指摘をしていまして、来年度の予算編成も、思いつき事業計画に村民も不安がっております。

何より村民が望んでいるのは、当村の2大産業である観光と農業がいかにか活性化されるかにあると考えられます。

しかし、来年度の予算配分を見ると、その両部門が減額され、今後、維持管理に莫大な経費を必要とする箱物に、投資しようとしています。

このような中、税収の大事な部分を占めている観光業界の実情はどのようなものか、村長も理解していると思います。

つい最近、業界をリードしていくべき役割を持つ観光協会会長が経営するホテルが倒産という重大な事件が発生、多額の村税未納という村民にも村財政にとっても大変シロッキングな状況にあり

ます。
以上のような当村の状況を考えまして、村長のこれからの政治姿勢、予算のあり方についてどのように考えているのか伺う。

村長

何を質問しようとしているのか、質問の内容がよく理解できないので、自分なりに分析、判断し、答弁させていただきます。

村長就任以来、村の青写真を作り、それに基づいたむらづくりを進めてきました。平成15年度には第3次総合振興計画を作成、それに基づいた、むらづくりを進め事業を進めてきました。

第3次総合振興計画の柱は、村の自立という点から人口増少子化対策が基本になり、それに基づいた予算編成になっています。私は、思いつきではなく、計画的に安心で安定したむらづくりを目指しております。

平成18年度予算は、総額三〇億七千三百二十五万二千元で、前年度比5.5%の増となっています。2大産業である観光と農業が減額になっているというのですが、観光費は

平成17年度が一億九百二十一万三千元、平成18年度は一億四千三百二十四万七千元で、三千四百二十四万四千円、で31%の増額となっております。

農業費は、平成17年度が一億五千三百四十二万円、平成18年度は一億四千四百五十七万三千元で、八百八十九万七千元、6%の減額となっておりますが、これは昨年12月定例会で、雄国山麓と会津北部事業負担金、六千五百万円が借りていたが、それを村で一括償還しました。

2大産業については、どちらも減額になっておりません。

再質問

公営住宅を村が計画するには、その内容の企画について、必ず理由はあると思う。しかし村長の政治姿勢について伺うが、どのような覚悟で自立願望したのか伺う。

交付金頼りから脱却して、常に自主財源を少しでも増やし、当村の自立する道と考えたと思う、そのために、2大産業である、農業と観光をいかに

に活性化させて、手厚く配慮すべきと思う。

それなのに、公営住宅の建設費に、三億八千六百万円、そのうち半分は借金ということになると思うが、目先の人口が数十人増加して、交付金が増えても、本当の北塩原村の財政を改善させる事にはならないと思う。

他の市町村から流入する人を優遇するより、何世代にもわたりこの村を支えてきて貢献してきた苦しい村民の現状をどのように考えるのか、いかに改善するのかを伺う。

村長

住宅団地は、第3次総合計画で少子化対策を講ずるため進めている。

村が自立には人口が三千五百人を割れない事、人口が減れば自立ができなくなる。若い人が村に定着するむらづくりを進める。

北山と大塩の小学校、幼稚園の統合が今回出ているが7年後は、また複式になり、対策を今から講じないといけない。

若者が北山地区に住めるような団地を造ると、7年後も

小学校は、複式にならないで済む。

裏磐梯の公営住宅は基本計画を立てるが、裏磐梯の人達から、早く住宅を造れと言う要望が多いからです。

再々質問

ラビスパの問題で、先ほどの決算書で説明があったが、最終的に利益が何百万と言っても、ラビスパだけ見たらどの位の赤字なのか赤裸々にガラス張りで良い所は良い、悪い所は悪いという答弁を戴きたい。

村営の安い住宅を建てたら、入居者はたくさんいると思うが、村に仕事はないし、仕事は他でやっている人を入居させるにしても、所得の上限があり、あまり所得の無い人が優先的に入居する事と思うが、その人達の面倒は村で見るようになると思う。人が増えると交付金がつく、それで済むのか伺う。

ここ数年の間に、身近な村民が破産や倒産、夜

逃げ等が発生しています。こういう現実の中で、土木工事だけでなく、米価下落で困っている農家の人々や、観光の激減で荒れている観光業の人々のための予算配分を伺う。

村長

ラビスパへの予算が五千四百五十万円となっているが、これはポイラー、ろ過器、発電機、ポンプが古くなったので交換するためです。

今までのポイラー等の経費も嵩んでいたもので、累積で九千万円位の赤字になっている。今後導入するポイラーは経費のかからないタイヤ等を燃やし、公害がなくコストが前の半分以下になります。

村営住宅は、村に若い人が来れば、村の負担は病気になる数も少なく、プラスになる面が多いと思う。経営倒産した件を村で面倒見るのは、できないと思う。

農業についても手助けや、補助等をやっているが、経営まで村では立ち入る事は出来ないの、それは第2の問題だと私は思います。

村はこれからも安定した財政と村民の生活が少しでも豊かになるような施策で村づく

りを行いたい。

ラビスパの自家発電機、一基が1億2千万円の2基あったが、それについて、4、5年前だか質問したが燃料費を掛けて、なぜ自家発電にするのかと質問で自家発電で、余熱で湯が出るから燃料が高くなっても全体的に見ると、同じくらいになるというような説明だったが、今回から東北電力から買うのは何故か何う。

村長

自家発電の件は、リースで10年契約でした。

10年以上になったので、換えて、燃料費を安くする方法としてタイヤ等を燃料とし小さいものは電気で作るといふ事です。

燃料代が高くなって、発電機は赤字が出ているのが現況であります。

関連質問

11番 小椋 眞

経費を考えて、ボイラ

1を入れるようだが、ただ単に、タイヤが今余っているから、タイヤを燃やすのはいいだろうと。毎日180本燃やして、タイヤから出る針金等が相当に入っている。それを片づけるときに、補助金で賄えるといつても、将来のメンテナンスを考えているのか。

一日タイヤ180本をどこから持ってくるのか、その量はトラックで何台分になるのか、そういうことを計算してないと思うが何う。

ラビスパの温泉ボーリングの結果は説明がなく、あれから議会は今回で2回目ですが、掘り終わってからの説なく説明責任を怠っている。我々が村民に聞かれたときに、戸惑うので答弁を何う。

公営住宅問題は、北山では皆、住宅を持っているから、おそらくアパートがほしい人はいないと思う。いれば喜多方、あるいは塩川に勤めている人が安ければ、いい所に入るかもしれません。人口を増やすなら、裏磐梯のほうが簡単だと思

うが如何か何う。

村長

タイヤを利用する場合は、ボイラーのメーカーが全部タイヤを集めてくれるし、中の針金も廃棄物として全部持っていく契約になります。

温泉ボーリングの件は、現在の湯温は、42・9度で出て毎分130リッター出ています。前は毎分68リッターなので、今は倍近く出ているので報告します。

公営住宅は、第3次総合振興計画にあるので、18年度が北山、19年度が裏磐梯と考えています。

一般質問 3

3番 小椋 元



1 北山・大塩の幼稚園、小学校統合について

- ①新聞紙上でしか伝わってこない。7回の会合で結論を出したとあるが、その7回の経過を詳しく何う。
- ②教育委員会は、7回の会合の中でどんな役割を果たしたか何う。
- ③結果をどう受けとめているか何う。

教育 長

①北塩原村第3次総合振興計画で、小学校は適正な教育環境の維持のため、統合の検討が必要であると明記されており、平成17年度当初予算にて統合推進のための予算を計上した。

その後、教育委員会において検討を重ねた結果、北山・大塩幼稚園、北山・大塩小学校、ともに統合すべきとの結論に至り、平成17年5月13日付でその旨を村長宛、決定通知をしました。

村としては、地区住民の代表による統合推進委員会を設置し、村長から30名の方々に委員に委嘱し、第1回の委員会は、8月26日に開催し、委嘱状の交付後、審議の中では、既存の園舎・校舎を利用することに決定し、各種資料の説明、今後の進め方について協

議しました。

第2回の委員会は、9月20日に開催し、統合する、しないについて審議し、全会一致で統合すること、統合の時期は平成19年4月1日と決定しました。

第3回の委員会は、10月25日に開催し、各種資料を提示して、幼稚園、小学校ごとに比較検討したところ、現地調査を実施し決定することになり、11月13日に現地調査を実施しました。

第4回委員会は11月15日に、第5回委員会は11月28日に開催し、現地調査を踏まえ各種資料により、統合校舎等の選定を審議しました。

第6回委員会は12月16日に開催し、どのような方法で統合校舎等を選定するか審議に入ったが、10名の委員が突然退席され、審議継続すべきとの意見もあったが、委員会を中断し、再度通知し委員会を再開する事になりました。

中断した委員会は、1月31日に再開し、統合校舎等を選定するか審議をし、公正な決定方法として、点数制により評価決定する方法を教育委員会が提案し、その方法について決定しました。

その結果は、北山小学校、

四九七点、北山幼稚園、三三七点、計八三四点。大塩小学校、四一三点、大塩幼稚園、二七三点、計六八六点となり、結果を受けて、教育委員会を開催した結果、この点数制により評価したのは適切であると判断をした。

第7回の委員会は2月7日に開催され、幼稚園、小学校とも北山地区に統合することに決定いたしました。

②審議にあたり、教育委員会が必要な書類の提出、説明、答弁をしています。

③委員会の答申を尊重しています。

再質問

①始めの招集者は教育委員長だったが、30人で始めた時の招集者は村長になつているがどうしてか。
②名称も、統合検討委員会から統合推進委員会に変わったが、どういう理由から変わったのか。
③4月の最初の委員会から、次の委員会立ち上げまでに4カ月もかかっているが、どうしてそんなに時間かかったのか。

④去年の5月13日、教育委員会は臨時会を開いて、北山・大塩の幼稚園・小学校は19年4月1日に統合すると決めて、村長に通知しているが、臨時会を開いて統合の日を決める必要があったのか。
⑤5回目の会合で、大塩地区の委員が、退席したことで異常事態発生したが、そのとき教育長はどう対応したのか。当然、村長にも答弁願いたい。

教育長

①当初教育委員長で招集したが、その際に、より多くの人で審議したほうが良いとの事から、多くの意見を聞くために委員長から村長にお願いをしました。

②③児童数の減少が統合推進になりました。

平成19年の4月1日になると、大塩小学校は6クラスの内4クラスが複式になり、早く進めるには検討委員会ではなく推進委員会で、18年に諸々の条件を整備しないと、19年には統合を進める事ができないので、変わりました。
④大塩の児童生徒は平成22年には30人を割り、28人の児童になるので、教育委員会とし

てはこのまま放置できないという判断から、19年4月1日の結論になりました。
⑤対応は、統合推進委員会の要綱があるので、要綱の中で出席者が過半数を超えると成立するから、その対応を進めてきており、個人的に欠席した委員の辞任は認めていない。最後まで責任を持って推進委員会の答申をしていただきたいと思ひ、特に対応はしていません。

村長

委員を辞める事、事態が地域を投げる事になり、最後までやり通すような人でないと、委員を受けるべきでなく。そういう委員は、「退席してください」と言つたが皆さんは「受けます」ということで全員が受けた経過があるので、ご了承願いたい。

再々質問

①19年4月1日統合すると、推進委員会が決定したと言えるのか、教育委員会が決定したのでは。
②推進委員会の資料に要綱が入っているが、教育

委員会が資料として出したものであって、関係あるのか、また、附則に、「この要綱は、平成17年6月1日から施行する」と書いてあるが、だれが施行するのか。
③10人が欠席した会議は進めて良いとの結果にはならないと思います。
④点数で決定した事になっているが、その点数で決定する事は、教育委員会が指導したのか。

教育長

①4月1日に基本方針を決定したので教育委員会で決定したのではない。
②6月1日の要項は、教育委員会が要綱を、決定しないと進まないのと要綱を策定した。
③会議は要綱で進むので、要綱に合わせた出席者を確認し、過半数を超えれば議決は、その過半数で委員会は議決をしたと認識しています。
④点数制で決定する事は現地調査を踏まえて提案しました。さらに、委員会の中で諮り客観的に両方を見られるのはこの方法だと思ひ進めてきました。

村長

村長の圧力ではないかとの

事です、圧力はない。委員会を放棄する委員が、最初から受けるのはおかしい。不利になったら放棄するといふ事は、最初から受けるべきではないと思う。
今回の点数制で退席した10人がいたら、大塩に決定したかもと私は思います。

関連質問

11番 小椋 眞

統合するには、100%という数字はどこへ行つても出ません。しかし、北山と大塩は隣で、こんな小さな村で、問題になるのは、委員会の進め方に問題があったと思ひます。

村に陳情書を出すのは、普通は議長と村長なのですが、私まで陳情書が届いた訳です。こういうのが来るのでは、統合に対して正常で無かつたと私は判断する訳です。

内容を見ると、大塩の方々が子供を含めて768名おります。陳情書の氏名が569名、パーセントで

74・09%です。

統合する事はおそらく大塩でもそんなに抵抗はないと、私は推測しているが普通でいえば北山に統合すると、これが自然の流れかと、考えるわけです。

議論の仕方の中で、30名の委員から10名もボイコットをし、その委員のいないところで決議した。それは有効なのか無効なのか。そんな争いをしないで、もう少し時間をかけたらどうなのか。

時間をかけて話せば、大塩の方もわからない人はいないと思います。

確かに、百数十年学校を守ってきたのだから、無くなる事で、いろんな事が頭の中に浮ぶと思います。

だが、子供の事を考えたり、交通の便を考えたり、今後の問題を考えた時には、反対する人はいないと思います。

教育長は子供だけでなく、大人に対しても心をさげ出して本音でやって戴きたいが、如何か何う。

教育長

特に段階を踏んで進めてきたと考えています。

また、大塩の方々の、全く意を汲まないと言う事ではなく、百年も続いた学校ですから認識してはいますが、19年に持つていくには、当初予算の中で議決をして、今後、整備する学校等について検討する必要がありますので、定例会に提出しました。

子供のことを最重点に考えての事ですから、委員の方も最後まで出席し、発言をしてほしかったと思います。

2 窓口証明交付事務委託事業について

①県内22の郵便局の集配廃止が検討対象になっているが、中味についてどれだけ情報を得ているか。又、その対象とこの事業との関係はどうなるのか何う。

②これまでの各種証明書交付事業の件数と金額はいくらか何う。

住民ふれあい課長

①新聞記事ですと、集配事業が廃止される内容となつてい

ますが、村で協定している内部事務の各証明事務については、今までどおりと思つていきます。今後、日本郵政公社では、民営化に向けて四つの事業、窓口・郵便・保険・貯金の会社に分割することを含め検討中であるとのことですので、推移を見守りたい。

②2月末現在、住民票等で133件、五万七千八百五十円となっております。

再質問

検原郵便局の廃止の關係を見守っているだけでなく、決定されてからでは遅く集配関係含めて今の事業、窓口交付事務の関係、無駄にならないようにするべきとおもつが如何か何う。

住民ふれあい課長

日本郵政公社、東北支社に問い合わせたが、その対応は、福島県の二つの新聞社は具体的に出したが、今の段階では、ノーコメントとの事です。いろんな面で今検討中ですといふこと何う。

再々質問

検原の郵便局がなくなるのであれば、検原出張所を元に戻して充実したら良いと思うが如何か何う。

住民ふれあい課長

地元にとって必要な郵便局と理解しているので、現在ある郵便局がなくならないように努力したいと思つています。

3 介護保険について

①地域包括支援センターの役割は何か何う。
②設置者、運営費、財源、構成員などの運営体制などはどうなっているか何う。
③4月からの開始に間に合うか何う。
④新第2段階以下の高齢者の保険料を免除する考えはないか何う。
⑤新第2段階までの対象人数、保険料滞納状況、金額を何う。
⑥介護予防、健康づくり

にどのように取り組むか

何う。

住民ふれあい課長

①介護保険法の規定に基づき、地域住民のすべての心身の健康の維持、保健・医療・福祉の向上と同時に、必要な援助・支援を包括的に担う地域ケアシステムのの中核機関として位置づけられたものです。

業務内容は、一点目は、介護予防マネジメント要支援の認定を受けた方、介護や支援となるおそれのあるかたのケアプランの作成、2点目は、総合相談支援として、住民からの各種相談の受け付け支援、各種多面的な支援をする。

三点目は、権利擁護事業として高齢者に対する虐待防止や早期発見のための事業、権利擁護のための事業を行います。

②設置者は、村から委託します村の社会福祉協議会となります。運営費は、保険給付費の2〜3%の範囲で運営費を算定しています。財源は、介護保険法に基づく財源措置、1・2号保険料プラス公費と

いうことで、国・県・村であります。構成員ですが、保健師等社会福祉士、主任介護支援専門員の体制となります。

③介護を予防する新たな介護保険を平成18年4月から全国

一斉に実施されるということになりますので、村でも法の趣旨に基づき、保健センター、村社会福祉協議会と連携して4月から開始します。

④介護保険制度は40歳以上のすべての方が加入し支え合う公的保険であるため、国・県からの制度の趣旨からして免除は行わないようとの指導のため、村も免除は考えておりません。

⑥介護保険制度で取り組む新規事業として、次の事業に取り組みます。

まず一点目、運動機能向上と、筋力向上トレーニング事業、二点目、栄養改善と低栄養予防教室、三点目、口腔機能の向上と歯周病予防教室、四点目、閉じこもりの予防支援と、サロン活動・個別訪問等を行います。五点目、うつ病予防支援とサロン活動、個別訪問と。六点目、認知症の予防支援と、サロン活動・個別訪問を行います。

その他、介護保険制度以外ですが、「健康21北塩原村グッドヘルスプラン」による健康づくりの推進と、老人クラブ連合会など各種団体による活動の支援、高齢者保健福祉事業、老人保健事業の推進として、健康診査、相談、教育、

機能訓練、訪問指導を行い、健康づくりに取り組んでいきます。

財務政策課長

⑤対象人数は百七一名です。保険料の滞納状況と金額ですが、4名で、18年度の2月末現在で十一万二千二百円です。

再質問

滞納している訳は払えないからなのか、ずるいからなのか、それとも高いからなのか。

滞納が5年の間に4人になったと、このままで増える事と思うが、滞納者に対する保険の適用、滞納者は介護保険を使えないのか伺う。

保険料の改定ですが、3年前の、10倍くらいになると思うが今後の見通しはどうなのか伺う。

住民ふれあい課長

このあと介護保険条例一部改正で提案します。二二三円を上げる提案する事になっていきます。

減免条例の件ですが、災害

とか生計財産、または著しい損害を受けた方とか、生計を主とする人が長期入院した場合とか、あと病気や低所得者の方が払えない場合、減免もありますので、そちらで対応したい。

財務政策課長

滞納状況を見ると、4年間で滞納している方は生活保護該当者です。大体このかたが60%くらいです。

収入が無い方、本当に困っている方は、申請をして生活保護の該当になる事を説明しています。

生活保護を受けるようになれば、そこから一部を納入してもらいます。

一般質問 4

11番 小椋 眞



1 猫魔スキー場（株券）譲渡の件について

平成13年度には、村は株式会社マルト不動産に5千万円の株券を、当時二千五百万円にて譲渡契約をした。その後、猫魔スキー場は営業を続けていたものの、五百万円を入金しただけで、いまだに、二千万円が未納となっている。村はこの件について今後どのように処理をしていくのか伺う。

再質問

前回の議会で議員に配った、契約書は偽物か、議員に契約書を閲覧したが、全株を契約しております。

何故、マルト不動産だけに、平等性のない事をするのか、当時二千五百万円で売りますと、議会にかけたのです。

その時、答弁はもう少し待ってくれとの事でした。

今後どのようにして、行政と議会がこの残っている二千万円を集金できるのかと伺ったわけです。スキー場がなくなれば、旅館・民宿・ホテル等、皆大変です。補助金出しても本当はやってもらいたいくらいです。

しかし、貸しは貸し、借りは借りで精算をして戴きたいのです。二千万円の支払いの、きちんとした計画書を出して、どういような形でやるのかを伺う。

裏磐梯高原開発公社も地域経済活性化のために営業努力をしている状況にはあるが、未譲渡の株券については、今暫くの猶予を願いたいとの事ですが、村の実情を訴えて、今後も誠意を持って買ってもらうよう努力する所存です。

収入役

議員ご指摘のとおり、13年度で五百万円、現金でもらったので、その株券は渡ししました。

16年度の財産の目録にも、額面どおり、裏磐梯高原開発公社の株が八百株残っており、当時1株五万ですから四千万円残っていると決算報告もしています。

村の考えは、指摘されている株の譲渡の件については、先程、17年度内に株の売買を行いたいとの申し出があったので、報告をします。

再々質問

猫魔の件は支払い計画書を出してもらって、きちんと整理していくようにするというところでよろしいか、正直な答弁を伺う。

収入役

株の譲渡の件については、契約書を作って履行して戴きたいという事ですが、もちろん我々もそうやりませし、年度内に株の譲渡分を渡し、そのあと支払い契約書を、売買

契約書といえますか、それを約束してもらうよう努力します。

関連質問

6番 武藤 寛

猫魔スキー場の株券の件で、小椋議員は一概に大きな金額でなくても、僅かな金額でも計画的に入れてもらえないかと質疑しているわけで、それは、年次計画書において当然提出できると私達は見るわけで、以前からの問題について進展がないのは、先方が村に対する誠意がないのか、逆に、執行が見て見ぬふりをしているのでは、その辺は如何か、無理なことは、私は言っているとは思いません。少しでも、こういう時期だからこそ、村を思つての発言だと思つが、それを実行できないのは、本当に誠意があるか無いか疑わしくなると思います。少し前進するように、お互いに我々も村を思い

執行部も村を思う気持ちと同じだと思うので、もう少し誠意ある回答をすべきと思うが伺う。

収入役

今日答弁したように、17年度中に一部、譲渡分の支払いをしたいという話があったので、そういう答弁になりました。

これからも誠意を持って対応できるように、2社に対して説明をしていきたい。

2 村税徴収について

この度、村内にて自己破産、倒産しましたホテルの未納税金が高く残っているようでありましたが、なぜ集金ができなかったのか、伺う。

また、ほかに多額の税金が残っている所があれば、どのような形で集金方法を考えているのか伺う。

財務政策課長

一人・一人個人に対して、特定できるご質問については、お答えを差し控えます。納付誓約を守らず滞納を重

ねる滞納者については、不動産や銀行預金等の調査を行い、差し押さえをして税収の確保を図っており、今後はさらに、不動産・銀行預金等ほとより家財道具等全般も対象として、村内の方々に公売し、村税の確保を図っていく所存であります。

再質問

個人と申ししたが、個人というのはどういうことですか。

私は、裁判所で確認してきました。平成17年12月5日にある銀行から競売申立が出ております。12月14日に決定しております。裁判所で出たのは公金です。

金額を申し上げます。公租公課、これは私も確認したいから質問するが、決定ではないです。公租公課は五千七百九十九万一千円、ホテル高原荘の負債額です。

裁判所の印があるものです。何で個人って言うのですか。裁判所ある

いは役場に関係しているもの、そういうものを全部公って言うのです。きちんと固定資産税がいくら、水道料がいくらだか、明細な答えを伺う。

財務政策課長

新聞で公表されても、裁判所でそうなっているも、税務に携わる者は、こういう場面で、一人、一人に対しての状況とか、額を申し上げるということとはできないことになっていきます。

それは地方公務員法上、あるいは地方税法上で、それはしてはならないとなっているので、先程から申しているように、村全体でいくら滞納しているのか、どう徴収をしているのかですと答えます。

再々質問

税はどのように徴収をするのか。

私の言いたいの、五千七百九十九万という金を一ホテルに徴収しなかったことは、手心を加えてい

たことです。

税徴収の平等性がないということ、去年の10月20日、水道料を払わない人は21日に停止しますと滞納者に出したか何故ここだけがこんな金額が残っていて、手心を加えたのか。

こういう事が税金徴収のえこひいきです。

だれも五千七百万円残っているとは確かに我々もわかりません。倒産する前だから残るでしょう。どうやって徴収するのか、いつ差し押さえたのか。

この番号は決定したのが(け176号)っていうのですよ。(け)というのは、15日から20日の間を(け)と11日です。そういう決まりがあるのです。

我々は残ったものはどういうふう処理するかも考えているわけです、個人名を何故言えないのか、責任を持って徴収してください。

他にも多額の金が残っているれば、どのように徴収するのか伺う。

財務政策課長

差し押さえの時期は、申し上げる事は出来ません。

公租公課というのは、必ずしも村税には限らず、県税、国税という事の外いろいろ入っているのが、一般的には公租公課になります。

一般質問 ー 5

6番 武藤 寛



1 新税導入について

以前の議会において、厳しくなる財政事情に対応するため、新税の導入を検討するという話があったが、その後の経過やどう対応するかを伺う。

財務政策課長

新税の導入は総務大臣の同意が必要であって、その同意

の要件として税の徴収率が

あります。その徴収率のアップを図っているところであります。また、村として、いろいろな新税の中身を検討中であって、できるだけ早く実施できるように、引き続き検討を重ねて行くと言う事です。

再質問

相変わらず検討するという答弁であったが、以前には、ある程度導入するに二、三の構想が出たと私は記憶しているが、今の答弁は後退している感じが受けとれる。

例えば村は実現する方向で私はいると解釈しますが、ならば、ある程度その検討するためのプロジェクトチームなりが、できているのかどうか。また、あと何年後で導入するのか、ある程度の数値目標で、検討して行くような考えなのか。

確かに、当村は観光地ですが、観光客が、自由に大勢来村します。来村自体は大変結構ですが、人の出入りがあると、そ

れだけの施設や設備面において相当、村が整備なり投資しなければならぬ面が多々あると思います。その辺で、多少は利用者負担して戴くのが今の時代でやむを得ないかと思ひ、具体的なスケジュールが、できているのかを伺う。

財務政策課長

新税を導入している静岡県の熱海市、山梨県の富士五湖町と神奈川県二宮町に、その内容について調査して来ました。

法定外目的税をどういふものが挙げられるかということ、検討してきたがネックなのは、新税は総務大臣の同意を得なくてはならず、村税の徴収率がかなり上がらないと門前払いになる。

新税より、今ある税をきちんと取りなさい。と言う指導になる。内部では新税を検討しながら、差し押さえ等をして、徴収率を上げます。

再々質問

新税については、検討

中の段階という域は出たようだが、取るには、徴収率の割合に問題があるというが、ある意味では新聞紙上に出た三春町では、滝桜を観る人の協力を金をいただくとも出ていたが、当村でも利用者の協力を仰ぐ何らかの構想はできないのか、検討する価値はあると思うが伺う。

財務政策課長

今創設したい、法定外目的税と言うのは、村税、県民税、土地保有税、入湯税が、すべて含めて96%以上の徴収率である事が、施行上の要綱でなっています。

そういう事で徴収率向上を実行していきます。

2 村営住宅建設について

18年度事業に、村営住宅の建設事業費(北山地区)、及び基本設計費(裏磐梯地区)が計画なされているが松陽台住宅と新住宅が建設した場合、その費用面と効果面(メリット)はどのように考えているか伺う。

産業政策課長

建設の費用面としては、18戸分として建設費に3億2千万円になり、そのうち45%の1億4千4百万円が補助金として入り、家賃収入が10年で6千4百80万円、家賃対策補助が6千万円、あと交付税が10年で1億1千5百20万円となり、合計10年間で3億8千4百万円が村に入ることになり、計算しますと、8年後には収支がゼロになる見込みです。

効果面、メリットは、村の第3次総合振興計画にもあるが、少子化対策、複式学級の解消対策には欠かすことのできない事業であります。

再質問

(仮称)松陽台の住宅は、先程、説明があったので了解したが、人口を増やしたい。十分理解する。

裏磐梯地区の方々から住宅建設の要望があると云う事ですが、北山・大塩の地区の方や村外の人から建設要望なり、入居したいという要望なり、

問い合わせはあったのか何う。

松陽台、裏磐梯住宅を見ると、約3分の2が村外の人が入居しているの、それなりの効果はあると思うが、ある意味では、学校の複式学級を解消するような、過去にも子供のいる世帯を入居させるべく、努力した事は私も承っています。

現在、公営住宅で小学生の子供のいる世帯は何世帯あるのか。

また、この前の説明では、松陽台住宅は木造ですが、今回は鉄筋コンクリートの構想です。構造が違うから単純に比較はできないが、コスト高になっていと思うが如何か何う。

産業政策課長

昨年、北山地区で、昨年の12月に2戸分の入居者の募集をし、8件の申し込みがあり、6件が該当ならなかった。

松陽台の小・中学校の世帯数が、全部で14世帯のうち、正確な数字ではないが、生徒数は20人と思います。

構造は、松陽台よりコスト高ではとの点ですが、今回新

しく計画しているのは鉄筋コンクリート造り3階建て、戸数の関係でエレベーターが義務づけられているので、木造よりは若干コスト高になると思います。

再々質問

約8年で大体収支ゼロになる答弁だが、建物はいつまでも新しくなく、年数が経てば補修なり改善や改築も必要な時が来るかと思うが、将来的に修繕費が財政的な負担にはならないのか何う。

もう1点は、せつかく人口を増やしたい点から、建設されると思うので、100%村外だけ入居させる事ではなく、村内の方も当然便宜を図るべきだと思いが、入所者について、どのように考えているのか何う。

産業政策課長

今回の集合住宅ですと、壁材はクロス張り、張り替えるにも、経費的には今までの壁と違うので、財政的な負担にはなりません。

また、入居者について、子供いる家庭を優先すべきとの事ですが、実際、入居の選定に

動議で五十嵐重議員より高橋和重議員の議員辞職勧告決議案が提出され可決される。

【内容】

去る、平成18年2月2日の地方紙に、議会でも取り上げなかった資格決定要求書により、同僚議員の固有名詞を出し、いかにも議会で決定したような記事を掲載した。議員同士のことは議会で検討し、議員に対することは内部的規律作用、いわゆる議会内部での決め事であるにもかかわらず、地方紙を利用し、いかにも決定したごとく流布したことは、まことに言語道断である。

【内容】

1. 議員の氏名 小 椋 義 正

2. 理由

①北塩原村商工会副会長の重責について。

②福島県入札指名願に専任技術者として登録している。(別紙を添付)

【内容】

1. 議員の氏名 五十嵐 力 雄

2. 理由

①平成15年3月31日に(有)五十嵐設備工業の代表取締役を辞任し同年議会議員に立候補し当選現在に至っている。

現在も尚、五十嵐設備工業の取締役で登記されている。

②現職取締役でありながら村発注の工事を受注している。(別紙を添付)

際しては、子供のいる家庭を優先に考えています。

高橋和重議員から小椋義正議員と五十嵐力雄議員の資格決定要求書が提出され二つの資格審査特別委員会が設置されました。

つぎのようなことが可決されました !

3月定例会 (3月9日～15日)

議案番号	件名	内容
報告第1号	第13期株式会社ラビスパ事業報告決算書について	株式会社ラビスパの事業報告並びに決算報告
議案第2号	専決処分の承認を求めることについて	1～2市町村合併に伴う福島県市町村総合事務組合構成市町村の増減及び規約の変更をするもの 北塩原村の区域にかかる土地改良事業の事務の委託に関する規約を制定するもの
議案第3号	北塩原村特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定について	建設工事委託に関する協定の一部を変更するもの
議案第4号	北塩原村過疎地域自立促進計画の変更について	ラビスパ改修・観光案内板設置・早稲沢、デコ平自然ふれあい探勝路改修を追加(賛成7名・反対3名)
議案第5号	喜多方地方広域市町村圏組合理約の変更について	組合に収入役を置かず、事務局長が組合の会計事務を行うもの
議案第6号	北塩原村介護保険条例の一部を改正する条例	保険料を改正するもの
議案第7号	北塩原村国民保護協議会条例	武力攻撃事態における国民の保護のための組織、運営を定めるもの(賛成9名・反対1名)
議案第8号	北塩原村国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	武力攻撃事態における国民の保護のための緊急対処事態対策本部条例を定めるもの(賛成9名・反対1名)
議案第9号	北塩原村立小学校、中学校及び幼稚園条例の一部を改正する条例	北山・大塩幼稚園と小学校を統合するもの(賛成6名・反対4名)
議案第10号	北塩原村幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例	平成18年4月1日より無料化するもの
議案第11号	北塩原村長期継続契約を締結することができる契約に関する条例	地方自治法が改正されて、従来毎年契約するものを長期に契約できるもの
議案第12号	村長等の給与の特例に関する条例	平成18年4月1日より、昨年に引き続き村長が20%、助役・収入役・教育長が5%の減額をするもの
議案第13号から 議案第25号	北塩原村施設の指定管理者について	15ページに記載
議案第26号	平成17年度北塩原村一般会計補正予算(第8号)	歳入歳出予算の総額にそれぞれ66,588千円を追加し、3,111,110千円とするもの(賛成6名・反対4名)
議案第27号	平成17年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算(第4号)	歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,033千円を追加し、356,941千円とするもの
議案第28号	平成17年度北塩原村簡易水道事業費特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,430千円を減額し、202,465千円とするもの
議案第29号	平成17年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計補正予算(第4号)	既定の歳入歳出予算の総額751,811千円のうち歳出内容のみ補正するもの
議案第30号	平成17年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算(第3号)	歳入歳出予算の総額にそれぞれ606千円を追加し、191,855千円とするもの
議案第31号	平成18年度北塩原村一般会計予算	歳入歳出予算の総額はそれぞれ3,073,252千円とするもの
議案第32号	平成18年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計予算	歳入歳出予算の総額はそれぞれ329,912千円とするもの
議案第33号	平成18年度北塩原村簡易水道事業費特別会計予算	歳入歳出予算の総額はそれぞれ91,849千円とするもの
議案第34号	平成18年度北塩原村老人保健特別会計予算	歳入歳出予算の総額はそれぞれ494,135千円とするもの
議案第35号	平成18年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額はそれぞれ637,566千円とするもの
議案第36号	平成18年度北塩原村簡易排水施設事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額はそれぞれ1,800千円とするもの
議案第37号	北塩原村農業集落排水事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額はそれぞれ90,104千円とするもの
議案第38号	平成18年度北塩原村介護保険事業特別会計予算	歳入歳出予算の総額はそれぞれ201,986千円とするもの
追加日程 議案第39号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	国で職員の給与に関する法律等の一部改正法律が成立し、人事院勧告により村も同じ措置を講じるもの

議案第13号から第25号までの 村各施設を指定管理者の指定について

施設名	設置場所	指定管理者名
1. 北塩原村生活改善センター	早 稲 沢	株 式 会 社 ラ ビ ス パ
2. 北塩原村活性化センター	大 塩	北 塩 原 村 商 工 会
3. 北塩原村体育施設	北山・早稲沢	株 式 会 社 ラ ビ ス パ
4. 北塩原村温泉健康増進施設	大 塩	株 式 会 社 ラ ビ ス パ
5. 北塩原村ふれあい広場	大 塩	株 式 会 社 ラ ビ ス パ
6. いこいの森グリーンフィールド	大 塩	株 式 会 社 ラ ビ ス パ
7. 裏磐梯物産館	裏 磐 梯	株 式 会 社 ラ ビ ス パ
8. 北塩原村林産物展示販売施設	雄 子 沢	株 式 会 社 ラ ビ ス パ
9. 北塩原村農産物直売施設	雄 子 沢	株 式 会 社 ラ ビ ス パ
10. 北塩原村農産物加工施設	早 稲 沢	裏 磐 梯 大 地 の 工 房 管 理 組 合
11. 北塩原村サービスセンター	大 塩	北 塩 原 村 社 会 福 祉 協 議 会
12. 桧原歴史館	金 山	北 塩 原 村 商 工 会
13. スポーツパーク桧原湖	早 稲 沢	ス ポー ツ パー ク 桧 原 湖 管 理 組 合

請願・陳情

▼採択となったもの

○社会保険制度の一体的改革を求める意見書提出の陳情について

〈陳情者〉

喜多方市字御清水東

七二四四―二

日本労働組合総連合会

福島県連合会

耶麻喜多方地区連合会

議 長 小林 千代松

○子育て支援の拡大を求める意見書提出の陳情について

〈陳情者〉

喜多方市字御清水東

七二四四―二

日本労働組合総連合会

福島県連合会

耶麻喜多方地区連合会

議 長 小林 千代松

○コミュニケーション保障に係わる手話通訳・要約筆記についての請願書

〈陳情者〉

福島市渡利字七社宮一一一

福島県聴覚障害者自立

支援法対策本部

代 表 石井 静子

▼趣旨採択となったもの

○「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情

〈陳情者〉

東京都港区西新橋

1―17―14

日本国家公務員労働組合連合会中央執行委員長

堀口 士郎

○国民に負担を強いる増税の撤回を求める意見書提出の陳情について

〈陳情者〉

喜多方市字御清水東

七二四四―二

日本労働組合総連合会

福島県連合会

耶麻喜多方地区連合会

議 長 小林 千代松

○福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

〈陳情者〉

喜多方市字御清水東

七二四四―二

日本労働組合総連合会

福島県連合会

耶麻喜多方地区連合会

議 長 小林 千代松

○道路財源の確保に関する意見書

内閣総理大臣 小泉純一郎 外3名

内閣総理大臣 小泉純一郎 外3名

内閣総理大臣 小泉純一郎 外4名

意見書

○社会保険制度の一体的改革を求める意見書

内閣総理大臣 小泉純一郎 外3名

○子育て支援の拡大を求める意見書

内閣総理大臣 小泉純一郎 外3名

○道路財源の確保に関する意見書

内閣総理大臣 小泉純一郎 外3名

内閣総理大臣 小泉純一郎 外4名

議会傍聴

「あなたも議会を傍聴してみませんか」



ご希望の方は、議会事務局へご連絡ください。直通 ☎ (23—3263)

編集委員

委員長

酒井作男

副委員長

五十嵐 肇

委員

遠藤 栄久

五十嵐 力雄

鈴木 定芳